

一般財団法人アジア国際支援財団 難民支援学生募集について

私共財団は、平成3年8月に定住するインドシナ難民の人達への支援財団として外務省に認可されて設立致しました。そして平成4年4月から我が国に定住するインドシナ難民の学生で、優秀な成績をあげながら経済的理由により修学することが困難な者に対して、毎年選定のうえ支援金を支給していましたが、平成14年4月以降からは、我が国に定住するインドシナ難民の学生以外の定住難民学生が、そして更に平成18年4月からは難民認定申請中の学生や、同認定はされていないが在留特別許可されて定住している学生等に対しても、インドシナ難民の学生同様一定の要件を具備しておれば支援金を支給することができるようになりました。この支援金の受給を希望される方は、下記の要項をよく読んで、お申込み下さい。

【募集受付期間】 12月1日～1月31日迄

【支援金】 大学生 20,000円 高校生 10,000円（毎月月末送金）

【支援期間】 支援開始年の4月～卒業まで ※返済の義務はありません

【応募資格】

- (1) 定住難民、それらに該当する学生 ※日本国籍不可
 - (2) 大学・高校に在学中、または入学予定の方
※2年以上継続して支援生となれることが可能なこと
 - (3) 上記2に該当する学生で、成績優秀な方
 - (4) 在学中の学校の推薦が得られる方
 - (5) 支援開始年に家庭訪問可能な方
 - (6) その他、弊財団の指示に対応できる方
- (注)・日本国籍取得した元難民学生は対象外
・大学院、短期大学、専門学校は対象外

【提出書類】

- (1) 応募用紙
 - ・支援生申請書（写真添付、細かく記載）
 - ・推薦書 2 部（在学中の学校又は担任と一般の方（身内以外）の 2 名）
- (2) 在学証明書及び合格通知書（写）
 - ※現在大学・高校在学中の方は在学証明書のみ。これから進学する方は在学証明書と合格通知書の両方。受験中の方は合格通知書のみ合格後に郵送。
- (3) 成績表（在学中の最も新しい時期の成績が分かる書類）
- (4) 住民票（申請者と家族全員記載のもの。個人番号記載不要）
 - ※国籍、在留資格、在留期間、世帯主との続柄の省略は不可。必ず記載あるものを提出。
- (5) 家族全員の収入を証明する書類
 - ・源泉徴収票　・確定申告書（写）　・最新の課税証明書　など
- (6) 生活保護の場合は、生活保護受給者証
- (7) 申請者がアルバイトしている場合は、給与明細書（直近 3 ヶ月分の写）

【応募方法】（書類提出期限：1 月 31 日（当日消印有効）

提出方法は下記の 2 種類のみ（email、直接持参は不可）

1. 「簡易書留」：郵便局にて差出
2. 「レターパック」：郵便局にて専用封筒を買って差出
3. 「宅配便」：ヤマト運輸、佐川急便など

注：書類が不足していたり、締め切り後に届いた場合は、応募を受け付けません

注：書類は審査以外には使用しません。提出書類はお返しできません。

注：すべて日本語で記入。記入は黒いボールペンを使用。消えるものでの記入不可

【お問合せ／郵送先】

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 1-15-12 アムスビル
一般財団法人アジア国際支援財団 支援生担当
TEL：03-5950-7721 FAX:03-5958-1521
e-mail：info@fiaa.or.jp

【年間スケジュール】

2月～3月	書類選考 → 結果のお知らせ（郵送にて）
4月中旬	必要書類の提出（振込先、誓約書など）
4月下旬	支援金支給開始（振込のみ）
10月～12月	家庭訪問実施
3月下旬	1年間の成績表を財団へ提出

【注意事項】

- ・ 合否の理由はいかなる場合でもお伝えできません。
- ・ 受験中の方も応募できますが、合格後に進学できない、大学・高校以外への進学になった場合は、合格取り消しとなります。
- ・ 事実に相違する申請書類を提出した場合、その申請は無効となります。
- ・ 合格後に虚偽の申請と判明した場合、合格取消・支援停止となり、それまでの支援金を返済してもらいます。
- ・ 学校を退学、休学した場合も支援停止、中止となります。
- ・ 日本国籍を取得した時も支援中止となります。
- ・ 退学、休学、帰化等を報告せず、支援金受給していた場合は支援金の全額返金を求める場合があります。